

世紀東急工業株式会社 株主総会議事要旨

日時：2018年6月22日 10:00～11:05

場所；メルパルク東京 5F

株主数 6,477 名 議決権の個数 403,173 個

出席株主数 2,107 名 305,387 個

1. 冒頭に、独占禁止法違反事案について、議長及び全取締役・監査役が陳謝
2. 議長及びナレーションにて報告事項を説明
3. 議長が決議事項の説明
4. 質疑応答（弊社 丸木以外に質問者なし。）

<Q1>第2号議案：定款変更について

意見を4つ、質問を2つさせていただきます。

第2号議案では、定款変更の議案が3つありますが、本来はこれらを分けて別の議案としていただきたいと思います。例えば、我々は取締役会の人数を24名から12名に減らす定款変更は賛成ですが、常勤監査役の損害賠償責任を限定する定款変更には反対です。結果として、この議案には反対いたします。

弊社は、原則として、常勤の取締役と監査役の方々の損害賠償責任に限度を設けることには反対です。

当社がコンプライアンス体制の強化を宣言しているにもかかわらず、定款第37条第2項を変更して常勤監査役の責任を減免することは、これに逆行するものではありませんか。任務を怠ったことによる損害賠償責任を負うからこそ、監査役も法令遵守をより一層監視していただけたと考えます。

意見については、回答は不要です。

<Q2>第3号議案：取締役の選任について

佐藤社長と飯塚氏の選任に反対いたします。

まず、飯塚氏の選任に反対の理由を申し上げます。

招集通知10ページにある通り、東急建設は22%を保有する当社の大株主です。そして、当社の3.8%の株主である東急電鉄は東急建設の14%の大株主でもあります。

第3号議案の社外取締役候補の飯塚氏は東急建設の社長ですが、2010年から当社の社外取締役を務めており、すでに8年が経過しています。仮に、当初は独立性のある方であっても、8年を超えた場合、弊社は社外取締役としての選任には反対します。

しかし、そもそも22%の大株主の関係者は、大株主の利益代表であり、少数株主の利益を代弁する、独立性のある社外取締役ではありません。昨年の株主総会でも、飯塚氏の賛成比率は他の取締役よりも10%低く73%だったのはこれが理由です。何故、今年も社外取締役であることに拘るのか、理解に苦しみます。

我々は、大株主が取締役を派遣することは当然であると理解しておりますが、それは社外取締役ではなく、大株主の利益の代弁者である単なる非常勤取締役であるべきです。

従って、飯塚氏は大株主の関係者であり独立性が無いとの理由で選任には反対いたします。なお、佐藤社長の選任に反対の理由については、後ほど申し上げます。

<A2>議長より：飯塚取締役を社外取締役ではなく非常勤の取締役とすることについて、今後については検討させていただきたい。

<Q3>第4号議案：監査役の選任について

鈴木氏と斎藤氏のお二人の選任に反対いたします。理由を申し上げます。

第4号議案の社外監査役候補はお二方とも東急建設の関係者です。さらに、現在の社外監査役の

前野氏も東急建設の常勤監査役であり、今回の2名が選任されれば3名の社外監査役が全員東急建設の関係者ということになります。従って、社外監査役が当社の大株主の関係者では独立性が無いと判断するため、選任に反対いたします。

当社は、コーポレートガバナンス報告書において社外監査役候補者の選定について「監査機能を果たすために十分な見識や豊富な知識・経験を有し、かつ、有益な助言などが期待できる人材を選定する。」と記載していますが、これは重要な情報が欠けています。

正しくは、「そのような人材で、かつ、東急建設関係者から選定する」との記載にすべきではありませんか。

<Q4>第1号議案：剰余金処分について

第5号議案では、社内取締役に対する譲渡制限株式の付与が諮られています。経営陣と株主の価値の共有を進めていく取り組みは、素晴らしいご判断だと思います。

しかし、第一号議案は一株当たり10円という寂しい配当金であり、これで本当に株主との価値共有をいただいているのかと思います。第1号議案については、株主還元として少な過ぎると判断しますが、対案が無いので、弊社の議決権行使基準に従って棄権いたします。

中期経営計画では、今年から3年間で自己資本を280億円から400億円まで積み増すという目標となっています。すでに当社の有利子負債は50億円しかないわけです。そして自己資本を積み上げて行って、当社の株式の評価は高まるのでしょうか。

また、株主還元の今後の目標として、総還元性向を30%にすると発表しています。しかし、この総還元性向30%では70%は内部留保されてしまい、自己資本が積み上がるのです。

佐藤社長が「再生から再成長へ向けた中期経営計画」だと仰っている通り、もはや当社は自己資本の積み増しよりも事業投資、株主還元の充実、資本効率の改善を目指していくステージになっています。そして、投資については、自己資金だけではなく、もっと借入れを活用していただきたいと思います。当社は過去に厳しい時期があったので、自己資本を積み上げる政策を採って来られまし

たが、そろそろそれを改めるべきです。

資本の効率性を高めて欲しいのです。どうやったら市場での株式の評価が高まるのかを考えていただきたいと思います。

株主還元が不十分であるとの理由で、弊社議決権行使基準に従い、第3号議案の佐藤社長の選任にも反対いたします。

<A4>議長より；今後、バランスに配慮しながら、株主還元は重視しており、考えていきたい。

<Q5>独占禁止法違反による損害について

当社は、ここ数年で、計5件の独占禁止法違反の事案がありました。

国土交通省から公共工事について、平成28年12月2日から29年1月15日まで営業停止処分を受けました。また、別件では、今年22日から来月21日まで、全国における舗装工事に関し営業停止処分を受けています。

東京港埠頭株式会社が発注する舗装工事の入札に関し、本年3月に、公正取引委員会から、独占禁止法に基づく課徴金2808万円の納付命令を受けました。

さらに、合計で、約30億円の罰金・課徴金等の損失を前期に引き当てています。

平成28年9月に代表取締役は30%3ヶ月、取締役常務執行役員は10%3ヶ月の報酬自主返上を行っていますが、とても損害を埋められる金額ではありません。

当社は民事上の損害賠償は行わないのでしょうか。すなわち、会社ぐるみではなく、当社の担当者が行った法令違反により当社が損失を被ったのであれば、当社はその担当者に賠償請求をするべきではありませんか。何故、行っていないのでしょうか。

そこで、監査役会を代表して、小出常勤監査役にお尋ねします。当社の取締役会が善管注意義務を果たすならば、違法行為を行った役職員に対し、損害賠償請求を行うべきだと考えられますが、取締役の職務執行を監査するお立場で、どのようにお考えでしょうか。

<A5>小出監査役より：カルテルについては、まだ公取委が調査中である。

NEXCO 東日本と東京港埠頭の件は、リニエンシー制度を利用するために従業員の協力が必要であった。このため、損害賠償請求はしていない。取締役会の判断は適正なものである。

議長より：課徴金減免申請が重要であり、それには迅速な事実確認が必要。社内処分を恐れて違反行為を話さないと困る。このため、会社の利益等に鑑み、課徴金減免の権利を得るために、免責を条件に従業員に協力してもらった。

<Q6> 今の話は、NEXCO 東日本と東京港埠頭の話と理解して良いか。(議長：そうです)

従業員にリニエンシーの協力を要請するとしても、何らの損害賠償もしないのはおかしいと思います。私は、その従業員の方を破産させろとか虐めろと言っているのではなく、損害賠償請求はすべきではないかと言っているのです。結果として和解して僅かの金額しか支払われなくても、会社として適正手続きを踏むべきだと思います。

アスファルト合材の（カルテルの）件については、大きな損失の発生を見込んでいることもあり、今後の判断があり得ると考えて良いか。

<A6> 議長より：まだ公取委が調査中でもあるので。

5. 採決

全議案が賛成多数で可決

以上